

トピックス Topics

- レポート／沢知恵・ピアノ弾き語りコンサート～ありのままの私を愛して～
- 特集／犯罪被害者の支援～犯罪のない社会をめざして～
- イベント案内など

あいぽーと徳島では、
さまざまなイベントを
開催しています！



塔和子さんとの出会いは、1971年の夏、私が赤ちゃんの頃です。父が1960年代に国立療養所大島青松園でボランティアをしていました。まだまだハンセン病患者への差別が厳しい時代でした。それでも父は赤ちゃんの私を抱いて大島青松園に行きました。大喜びした入所者のみなさんの中に、塔和子さんいました。



の漁村で生まれ、13歳でハンセン病が発症し、大島青松園に入所しました。その後、本名を名乗れず、故郷へ帰ることは許されなかったけど、去年の春、83歳で亡くなった後、故郷のお墓に本名に戻って納骨されました。ハンセン病患者だけじゃなくその家族も長い間差別に苦しんできました。今もなおハンセン病患者であること、その家族や親戚であることをカミングアウトできずに怯えながら生きている人がたくさんいます。みなさんはその事実を信じられるでしょうか。

入所者のみなさんが、私のことを本当の娘のようにかわいがってくれます。私はみなさんが注いでくれたたくさんの愛情に少しでも恩返しができたらと、大島青松園で毎年夏の終わりにコンサートをしています。島の外からたくさんのお客さんが来てくれます。大島青松園の入所者は、平均年齢83歳を越えました。全国の療養所が、今、終わりを迎えています。毎月だれかが亡くなっていくんですね。コンサートを始めた15年前は、200人以上いた入所者が、今は70人くらいになりました。『知恵ちゃん寂しいよ』という声が聞こえるようになって、私なりに、年に1〜2回会いに行く今までの関わり方じゃなくて、もう一歩日常に寄り添えないだろうか、いまなら仕切り直しができるんじゃないだろうか、そう思いました。』とハンセン病回復者のみなさんと日常的な交流の話がありました。

参加者からは、「歌と語りで大切なことをたくさん教えてくれ、心に響いた。」「押しつけてない気づきがあり、大変感動しました。」「という声が寄せられました。」

沢知恵

ピアノ弾き語りコンサート～ありのままの私を愛して～

○平成27年1月31日実施
ときわプラザ
「フライタルコアときわホール」

沢さんは、自分のルーツと日常的な活動を語りながら、谷川俊太郎さん、塔和子さんの詩に載せた曲など10曲ほど披露しました。



差別をしない社会づくりにむけて ＝同対審答申から50年＝

参加無料

- 日 時: 平成27(2015)年3月28日[土]午後1時～
- 会 場: JA会館 本館1階「すだちホール」
(徳島県徳島市北佐古一番町5-12) Tel.088-634-2662

● 主催・問い合わせ

■ あいぽーと徳島(徳島県立人権教育啓発推進センター) Tel.088-664-3719



講師・宮前 千雅子(みやまえ ちかこ)さん プロフィール
関西大学人権問題研究室委嘱研究員

1990年、関西大学大学院文学研究科修了。1997年まで大阪人権博物館(リバティおおさか)で学芸員を勤める。以降、関西大学、大阪大学、龍谷大学、大阪国際大学、神戸市外大の非常勤講師と、関西大学人権問題研究室委嘱研究員を勤める。宝塚市人権審議会委員(2010年4月～)。同じく男女共同参画審議会委員(2013年4月～)。専門は部落史、ハンセン病史、部落問題、女性問題。おもな著書に、『現代の「女人禁制」』(解放出版社、2011年)、『ハンセン病絶対隔離政策と日本社会』(六花出版、2014年)(いずれも分担執筆)がある。

新着図書のご案内

ありのままの私を愛して 母から子への26の手紙

著者: 沢 知恵



あなたも思いっきり愛して、まっすぐに生きて！
歌手・沢 知恵、
待望の初の単著。
新しい家族と共に、
笑った日、泣いた日。
そして、いちばん伝えたいこと。

※他にも新着の図書・DVDが多数あります。ぜひご利用ください。

人権相談のご案内

あいぽーと徳島では、人権擁護委員・弁護士による人権相談を行っています。まずは電話にてご連絡ください。

Tel.088-664-3701

一人で
悩まず
お電話を

● 人権擁護委員による相談
第2・第4土曜日(10:00～16:00)

面接相談及び
電話相談

● 弁護士による相談(要予約)
第1・第3金曜日(13:00～16:00)

面接相談

[編集・発行]

あいぽーと徳島

徳島県立人権教育啓発推進センター

指定管理者 特定非営利活動法人ヒューマンライツ 文化・福祉ネットワーク

〒770-0873 徳島市東沖洲2丁目14 沖洲マリンターミナルビル内

Tel.088-664-3719 Fax.088-664-3727

● 開館時間／午前10時から午後6時まで

● 休 館 日／月曜日(祝日の場合はその翌日)

年未年始(12月29日から1月3日まで)

<http://www.aiport.jp>

あいぽーと徳島 検索



公共交通機関のご案内

JR徳島駅前から徳島市営バス【中央卸売市場】行きに乗車し、【沖洲マリンターミナル】にて下車。

犯罪被害者の支援

～犯罪のない社会をめざして～

第6回人権教育啓発リーダー養成講座 ●平成26(2014)年12月11日実施



講師

新 恵里 さん

京都産業大学准教授

用語解説

■トラウマ体験

その人の命や存在に強い衝撃をもたらすような出来事(外傷性ストレス)を体験すること。その体験による精神的な変動はトラウマ反応と呼ばれ、その反応は時間とともに回復する「過性のもの」だけでなく、PTSDという「精神的後遺症」として残るものもあります。

■PTSD

心的外傷後ストレス障害。恐怖体験を思い起こさせる刺激を引き金に外傷性ストレスを鮮明に再体験する(フラッシュバック)、物音などへの過敏な反応(過覚醒)、感情の麻痺などが、発症から1カ月以上続く場合に診断されます。

■ASD(急性ストレス障害)

後遺症としてトラウマ反応が続くPTSDとは違い、数日から4週間以内に自然治癒する「過性のストレス障害」。治療には短期間の心理療法の用いられることが多く、世界保健機構では外傷に焦点をあてた認知行動療法などが推奨されています。

■ロス(喪失体験)

身近な人などが亡くなると、人は心に大きなショックを受けます。そのショックは喪失そのものを受け入れることができず、頭が真っ白になったり、怒りを感じたりと様々な段階を経て回復に向かいますが、高齢者では身体疾患の発生率も高まるなど、身体への影響にも注意が必要です。

■サバイバーズ・ギルト

サバイバーは「生存者」、ギルトは「罪悪感」を意味し、危機的な状況で他人が亡くなった中、生存を遂げた人が亡くなった人に対して感じる罪悪感のことです。PTSDに発展すること、心理的な援助を必要とする場合もあります。

被害者や遺族が利用できる遺族・障害・重傷病給付

殺人など故意の犯罪行為で不慮の死を遂げた犯罪被害者の遺族、または重傷病・障害という重大な被害を受けた犯罪被害者は、国から犯罪被害者等給付金を受けることができます。給付金には、死亡した被害者の遺族に対して支給される「遺族給付金」と、犯罪行為により重大な負傷又は疾病を受けた方に対して支給される「重傷病給付金」、身体に障害が残った方に対して支給される「障害給付金」の3種類があり、いずれも一時金として支給されます。

犯罪被害者等給付金



ただし、下記のような場合には都道府県公安委員会の裁定で給付金の全部または一部が支給されないことがあります。
 ●親族の間で行われた犯罪 ●犯罪被害の原因が被害者にもあるような場合 ●労災保険など他の公的給付や損害賠償を受けた場合
 (出典:警察庁犯罪被害者支援室「犯罪被害給付制度とは」)

講演概要

■被害者ケアへの落胆をきっかけに

私は普段、大学の法学部で被害者学や被害者政策といった科目を担当し、被害者支援をはじめとする犯罪被害者問題の研究に取り組んでいます。「被害者学」と聞いて、ピンとくる人は少ないのではないのでしょうか。それも当然のこと、日本で犯罪被害者のケアが語られるようになったのはごく最近のことです。そもそも私が犯罪被害者のケアを研究しようと思ったきっかけは、学生時代に身近な人が犯罪に巻き込まれ、被害者となったことにあります。私もその人をサポートするため、犯罪被害者を支援してくれる場所や対応してくれる窓口を探しましたが、ひとつも見つかりませんでした。当時学んでいた法学部でも、犯罪者を罰する法律は学べても、被害者を助けるような知識は教えてもらえませんでした。「助ける法律や施設がないから、学校でも教えてくれないのだ」、そう落胆したのを覚えています。

■犯罪被害者を悩ませる多様なダメージ

一口に犯罪被害者が受けるダメージといっても、その内容には様々なものがあります。肉体に後遺障害も含めた直接的な被害を受ける「身体的ダメージ」や、トラウマ(心的外傷)をはじめとする「精神的ダ



メージ」は想像しやすいかもしれませんが、さらに加害者に資力がなかったり、裁判費用の負担などによる「経済的ダメージ」、地域や社会活動に馴染めなくなる「社会的ダメージ」など、被害者が実際に受けるダメージは多岐に渡ります。さらには知人・報道関係者など第三者からの無理な励ましや好奇の目から逃れるための孤立という二次被害、それらから被害へと発展する可能性も忘れてはいけません。

■国と市民、それぞれのサポート

1960年代に始まった国際的な被害者支援の動きに比べ、日本では1980年に「犯罪被害者等給付金支給法」が成立するなど、被害者の支援体制は遅れていたと言

参加者の声

●人権問題の中でも、まだ十分啓発されていない領域ですが、いづれどこでも直面せられる可能性を持つ問題です。日本でも犯罪被害者への法的支援、制度の前進と国民の理解の深まりを望みます。また自分自身ももっと関心を持ち深く知っていきたいと思います。



●被害にあった人、遺された家族の心の痛み、改めて思いをはせることができました。制度としてではなく、人として何ができるのか、考えるきっかけとなりました。

●外国の被害者支援の話はとても参考になった。話し、後半の「被害者が被害者を生む」という話は共感できました。

わざるをえませんでした。その後、「犯罪被害者保護法」の成立などを経て、2004年に「犯罪被害者等基本法」が制定されることで、犯罪被害者へのケアがようやく明文化されました。被害者をサポートする手段としてもっとも分かりやすいのは経済的支援ですが、それ以外にも様々なダメージから被害者を救うために、これからも多角的なサポートの方法を探っていく必要があると言えます。

悲惨な過去を背負う被害者の心を、たちどころに癒やすような魔法の言葉は存在しません。しかし同時に、被害者のケアに必ずしも言葉が必要というわけでもありません。ただ静かに話を聞き、「今のままのあなたでいい」という支持を示してあげることも、カウンセリングのテクニックです。犯罪被害者ケアの現場では話を聞く側の心も傷つきますから、しっかりと自分自身の心のメンテナンスをしながら優しくそばで見守る、そんな姿勢が、私たち市民に求められる被害者への接し方ではないでしょうか。



講師の著書
「犯罪被害者支援 アメリカ最前線の支援システム」
経書房